

「公示送達等の電子化のための国土交通省関係省令の一部を 改正する省令案」に関する意見募集について

国土交通省では、別紙のとおり、「公示送達等の電子化のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令案」により、土地収用法施行施行規則（昭和26年建設省令第33号）等の国土交通省関係省令の一部を改正することを予定しております。

つきましては、以下の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様から当該検討内容に対する御意見を募集いたします。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

■意見募集対象

公示送達等の電子化のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令案

■資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）
- (2) 国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室において配布

■意見募集期間

令和8年3月30日（月）から令和8年4月28日（火）まで（必着）

■意見の提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント意見提出フォームにより日本語にて意見を提出するか、意見提出様式にならい、以下のいずれかの方法でご意見を日本語にて送付して下さい。この場合、提出していただく電子メール、書類には、必ず「公示送達等の電子化のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令案に関する意見について」と明記してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-expr03@gxb.mlit.go.jp

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省不動産・建設経済局総務課
土地収用管理室あて

■留意事項

頂いた御意見の内容については、公開される可能性がありますので、あらかじめその旨ご承知おきください。

国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室あて

「公示送達等の電子化のための国土交通省関係省令の一部を
改正する省令案」に対する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見

(該当箇所)

(意見)